

浜岡原子力発電所 1、2号機 解体撤去物のクリアランス制度適用に係る 放射能濃度の確認申請について(4回目)

2022年4月11日

当社は、このたび、浜岡原子力発電所1、2号機の廃止措置で発生した約481トンの解体撤去物について、クリアランス制度(注)適用に必要な放射能濃度の確認申請を原子力規制委員会へ行いましたのでお知らせします。

今後、当社が行った放射能濃度の測定・評価結果について、原子力規制委員会による確認を受けてまいります。

第4回申請の主な内容

1. 対象物

浜岡原子力発電所 1、2号機解体撤去物のうちクリアランス制度適用に係る認可を受けたもの(重量:約7,682トン)のうち一部(合計重量:約481トン)

2. 放射能濃度の測定および評価結果

当社が実施した放射線測定装置を用いた測定および評価の結果、確認申請対象物の放射能濃度(コバルト(Co-60)、セシウム(Cs-134、Cs-137)など)は、法令で定められる基準値を超えていないことを確認しました。

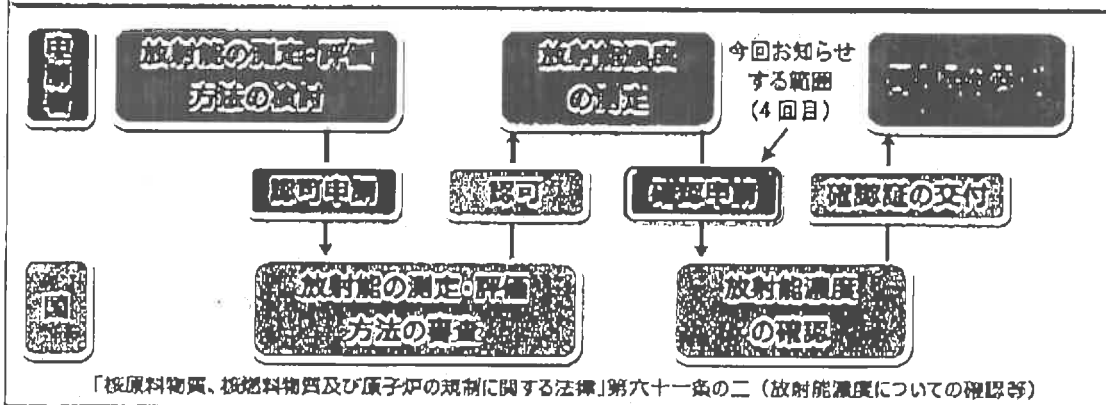
<参考:これまでの実績>

浜岡原子力発電所1、2号機の廃止措置に伴い発生する解体撤去物のクリアランス制度適用に向けた主な認可、確認証受領実績は以下のとおりです。

- ・クリアランス制度適用に係る認可申請(約7,682トン) : 2019年3月19日認可
- ・放射能濃度の確認申請(第1回:約1.8トン) : 2020年3月16日確認証の受領
- ・放射能濃度の確認申請(第2回:約240トン) : 2020年12月11日確認証の受領
- ・放射能濃度の確認申請(第3回:約289トン) : 2021年9月10日確認証の受領

注 原子力発電所の運転・保守や解体に伴って発生するものの中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響がほとんどないことから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」とされるものが数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定める基準以下であることを確認したものについては、再利用や産業廃棄物として処分することができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。

クリアランスレベル以下であることを確認するための手続きの流れ



浜岡原子力発電所 1、2号機 解体撤去物のクリアランス制度適用に係る
これまでのお知らせ内容について

- ・浜岡原子力発電所 1、2号機 廃止措置に伴い発生する解体撤去物のクリアランス制度適用に係る認可申請について (2017年10月17日 お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 1、2号機 廃止措置に伴い発生する解体撤去物のクリアランス制度適用に係る認可申請書の一部補正について (2018年11月29日、2019年2月19日 お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 1、2号機 廃止措置に伴い発生する解体撤去物のクリアランス制度適用に係る認可について (2019年3月19日 お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について (2019年3月25日 お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について (2019年9月4日 お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 1、2号機 解体撤去物のクリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認申請について (2019年11月1日 お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 1、2号機 解体撤去物クリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認証の受領について (2020年3月16日 お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 1、2号機 解体撤去物のクリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認申請について(2回目) (2020年9月10日 お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 1、2号機 解体撤去物クリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認証の受領について(2回目) (2020年12月11日 お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 1、2号機 解体撤去物のクリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認申請について(3回目) (2021年7月1日 お知らせ済み)
- ・浜岡原子力発電所 1、2号機 解体撤去物のクリアランス制度適用に係る放射能濃度の確認証の受領について(3回目) (2021年9月10日 お知らせ済み)

以上